

令和 7 年度嘉手納町一般介護予防事業 ロコモアップ教室仕様書

1. 事業目的

地域の高齢者が、運動器の機能向上の重要性を理解し実践する事で、地域において介護予防に資する自発的な活動が実施され、主体的に介護予防に向けた取り組みが実施されることを目的とする。

2. 事業対象者

町内に住所を有する 65 歳以上の者で、要介護認定を受けておらず、医師から運動を制限されていない者。

3. 事業委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 委託事業概要

運動器の機能向上プログラムを集团的・通所形態により実施する。

(1) 実施期間

① 事前申込受付

令和 7 年 6 月、9 月（屋良町営住宅・県営嘉手納町高層住宅）
各会場にて 1 回、事前申込日を設けて受付を行う（計 6 回）

② 教室開催期間：令和 7 年 7 月 ～ 令和 8 年 2 月

(2) 事業時間

1 回あたり 60 分とする（会場準備・運動前後の健康チェック、片付け等は含めない）。

(3) 教室実施会場および開催回数

① 年間 156 回実施する。

No.	行政区	会場名	開催回数
1	東区	屋良町営住宅 集会場	20 回
2	中央区	中央区コミュニティーセンター	29 回
3	北区	県営嘉手納高層住宅 集会場	20 回
4	南区	南区コミュニティーセンター	29 回
5	西区	西区コミュニティーセンター	29 回
6	西浜区	西浜区コミュニティーセンター	29 回

※東区・北区は、10 月から開催する。

② 各教室週 1 回開催する（祝日を除く）。

(4) 定員

各教室（最大）15 名 （最小）7 名

(5) 実施内容

- ① 参加者の事前申込受付（1 会場毎に 1 回）に参加する。
- ② 体力測定（教室開始時及び終了時）
- ③ 事前・事後のアセスメント及び評価
- ④ 運動器の機能向上プログラムの実施
対象に応じた運動方法の個別アドバイス、理論に基づいた介護予防知識の提供を行い、特別な道具を要せずに個々が継続して行える運動を実施し、主体的に健康づくり・介護予防が行えるよう指導する。
- ⑤ 認知症予防を目的としたデュアルタスクの実施
④に加え、認知症予防の知識、対象や集団に応じた楽しみながらできるデュアルタスクトレーニング等を提供する。
- ⑥ 地域での主体的な活動にむけた指導内容の工夫を行う
- ⑦ 地域包括支援センターへの報告・相談

(6) 参加費用

利用については、無料とする。

5. 実施体制

(1) 人員体制

健康運動指導士または介護予防運動指導員等、運動器の機能向上事業の実施が可能な資格を有する者 1 名と補助員 1 名以上。

(2) 安全管理

嘉手納町介護予防事業緊急対応マニュアルを参照した上で、事業が安全に行われるよう、事故防止のため十分な注意を払うとともに、緊急時にも対応できるように体制を整備すること。

また、国が示している基本的感染対策の考え方を参考に、感染症拡大防止対策を講じること。

(3) その他

運動に必要な道具については、前もって調整すること。

6. 傷害保険

事業実施者において加入すること。

7. 個人情報の保護

- (1) 業務の遂行にあたり、嘉手納町個人情報保護条例（平成 14 年条例第 25 号）に従い、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のための措置を図ること。
- (2) 業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

8. 実施報告

受託事業者は、実施報告書を委託料請求書とともに実施翌月 10 日までに提出すること。また、事業終了時には評価を含めた実施報告書（プログラムの概要、実施場所、参加人数、実務担当者名、総評、考察、課題等がまとめられたもの）を提出すること。

9. 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託料請求書が適法なものであるときには、委託料請求日から 30 日以内に支払うものとする。

10. 契約

契約期間は、契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

11. その他

この仕様書に定めのない事項等、疑義が生じたときは、誠意をもって協議を行い、定めるものとする。